

序. 計画の目的と方法

1. 計画の目的

(1) 背景

稚内市ではかねてより総合計画に基づき、産業の振興、生活環境の整備等を進めてきました。現在は「第3次稚内市総合計画」のもと施策の着実な展開を進めています。この計画において、将来にわたる都市像を「快適で、心やすらぐ国際港湾都市」と掲げ、安心して心豊かに暮らせる社会の形成、環境問題に配慮した都市基盤の整備、地域を支える産業の創造、サハリン州との経済交流の拡大を目指しています。

稚内市の住宅施策は、総合計画の具体計画である「稚内市住宅マスタープラン」（以下『住宅マスタープラン』とする。）に基づいています。住宅マスタープランは、将来にわたる本市の体系的、総合的な住宅行政の指針として平成9年度に策定されたもので、この計画に基づき、縁ヶ丘団地、富士見団地、宝来団地の整備など公共賃貸住宅整備事業をはじめとし、各種住宅施策が実施されてきました。

近年、本市においても少子高齢化や人口・世帯構造の変化が進行し、都市再生・中心市街地活性化などまちづくり気運が高まりつつあります。また高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者居住安定法）、まちづくり三法（中心市街地活性化法、大規模小売店立地法、改正都市計画法）など住宅に係る法令の制定や、国の三位一体改革などに伴う行政執行体制の確立など、本市をとりまく社会状況・環境・経済状況は大きく変化しており、各種施策の総合的な見直しが求められています。

第3次稚内市総合計画においては、市民の参加、民間活力の導入、行財政の効率的運営の3つを「構想を進める手だて」として掲げており、稚内市が行う各種計画、施策の実施については、市民、民間事業者との協力の下で、効率的に展開していくこととしています。

住宅施策においては、市民の価値観や生活ニーズが多様化する中、真の豊かさ、ゆとりを実感できる都市環境づくりにむけた対応が求められています。

これらの状況のもとで、従来の行政中心の施策展開から、市民、民間事業者、行政の三者の協力の下、市民の住まいに求める価値観の変化に対応した総合的な住宅施策が求められており、このような状況を踏まえ住宅マスタープランの見直しを行うこととします。

(2) 目的

稚内市住宅マスタープラン（改訂版）は、稚内市の住宅を取り巻く新たな変化に対応し、市民のニーズに応える住宅施策を総合的に展開するため、住宅マスタープラン（平成9年度）に定められた各種施策の見直しを行い、今後の公共、民間の住宅施策の基本方針を定めることを目的として策定するものです。

(3) 計画の位置づけ

稚内市住宅マスターplan（改訂版）は、第3次稚内市総合計画における、住宅施策に関する具体計画とします。

また、関連する国、北海道の上位計画や本市の都市計画マスターplan、中心市街地関連計画などとの整合を図り策定します。

(4) 計画期間

計画期間は、10カ年（平成18年度から27年度）とします。人口フレームなどの基本目標は、20カ年を見通し設定します。

(5) 計画対象区域

稚内市の行政区域全域を対象とします。

2. 計画策定の方法

計画策定の方法は下図に示すとおりです。

住宅マスターplan（平成9年度）を基本とし、本市の住宅事情、市民アンケートの実施、現行の住宅関連施策の評価、新たな住宅施策の検討と施策の基本的方向の見直しを行い、パブリックコメント（市民の意見などの受付）を経て、住宅マスターplan（改訂版）として決定しました。

図1 計画策定の流れ

